

日時：令和 7 年 7 月 15 日（火）14 時～
場所：浜松市役所本館 8 階 802 会議室

令和 7 年度 第 1 回浜松市スポーツ推進審議会

次 第

1 開 会

2 会長 挨拶

3 スポーツ振興担当部長 挨拶

4 議 事

- (1) 第 2 期浜松市スポーツ推進計画の評価について 資料 1-1.2.3
- (2) 浜松市スポーツ推進ビジョンの取組について(第 3 期浜松市スポーツ推進計画)
資料 2-1.2
令和 7 年度予算内容について 資料 2-3

5 報告事項

サーフィン国際大会「スマトラン・サーファリーズ・ハママツオープン」について

6 閉 会

令和7年4月1日時点

浜松市スポーツ推進審議会委員名簿

委員名簿

選出区分	氏 名	備 考	
学識経験者	太田 正義	常葉大学 准教授	
学識経験者	浅井 陽介	(一社) 浜松市医師会 理事	
学識経験者	藤田 晴康	(公財) 浜松市スポーツ協会 常務理事	
学識経験者	伊藤 裕子	(一社) ペンギン村水泳教室 代表	
学識経験者	宮崎 正	浜松市立高等学校長	新
学識経験者	影山 ちか	浜松市中学校体育連盟 会長	新
学識経験者	中村 竜久	浜松市小学校体育連合 会長	
学識経験者	恩田 かおり	浜松市幼稚園長会 会長	新

浜松市スポーツ推進審議会所掌事務について

浜松市スポーツ推進審議会条例※抜粋（一部スポーツ基本法を含む）

（設置）

第1条 市は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、浜松市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

◆スポーツ基本法

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

（所掌事務）

第2条 審議会は、法第35条の規定による諮問に対する答申を行うほか、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議し、又は意見を述べる。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及び資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議會は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委嘱)

第4条 委員は、スポーツに関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が、市長の意見を聴いて委嘱する。

(平23条例47・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議會に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は審議會を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第7条 会長は会議を招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

令和 7 年度 浜松市スポーツ推進審議会 スケジュール（案）

令和 7 年 7 月 15 日現在

月 日	内容/審議案
令和 7 年 7 月 15 日	第 1 回浜松市スポーツ推進審議会 ・ 第 2 期浜松市スポーツ推進計画の評価について ・ 浜松市スポーツ推進ビジョンの取組について (第 3 期浜松市スポーツ推進計画) ・ その他報告事項
9 月下旬	第 2 回浜松市スポーツ推進審議会 ・ 令和 8 年度予算に関する審議事項 ほか
令和 8 年 3 月中旬	第 3 回浜松市スポーツ推進審議会 ・ 令和 8 年度予算について ・ 浜松市スポーツ推進ビジョンについて ほか (令和 7 年度実施状況について)

※2 回目以降の日程は後日調整